

SMBC NEWS



2018年1月15日

中国人民銀行、外商直接投資などのクロスボーダー人民元政策を緩和

中国人民銀行は2018年1月5日付で、《人民元クロスボーダー業務政策のさらなる完備による貿易投資利便化の促進に関する通知》（銀発[2018]3号、以下「本通知」）を公布・施行しました。

本通知は、人民元クロスボーダー業務政策をより一層完備および最適化し、市場の合理的なニーズを満たすことを目的としています。

本通知では、企業が外貨決済可能なクロスボーダー取引については人民元決済も可能であることを明確化し、国外投資家による人民元直接投資の利便化、国外機構による炭素排出権取引のクロスボーダー人民元決済の実施などを規定しました。

また、個人の経常項目における人民元クロスボーダー業務については、従来の貨物・サービス貿易取引に加え、給与・扶養金などのその他経常項目も送金可能であると規定しました。

なお、本通知と従来の規定が一致しない場合、本通知が適用されます。

主な追加点・要点

- 人民元初期費用口座は、1社の国外投資家につき1口座まで ⇒ 投資毎に開設可能
- 人民元資本金口座は、登記地銀行で1口座まで ⇒ [異地](#)での開設、[複数口座](#)の開設が可能
- [手元運転資金](#)の名目で人民元資本金・人民元外債を使用する場合、[銀行は取引の真実性エビデンスを徴求不要](#)
- 外商直接投資項目における国外投資家による[人民元保証金](#)のクロスボーダー決済を明確化
- [個人のクロスボーダー人民元決済](#)は貨物・サービス貿易に限定 ⇒ [その他経常項目](#)も可能
- 国外機構の国内炭素排出権取引機構を通じた[人民元による炭素排出権取引](#)を支持
- 国内企業の国外での人民元債券発行による調達資金の国内還流・使用可を明確化

SMBC NEWS



<本通知の概要>

1. 外商投資企業の人民元直接投資業務の緩和

- 人民元初期費用口座は、従来の国外投資家1社につき1口座の制限を取り消し、設立する外商投資企業・プロジェクト毎に開設可能。

<旧規定との比較>

関連規定	旧規定（銀発[2012]165号）	本通知
内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国外投資家1社は国内に人民元初期費用専用預金口座を1口座しか開設できず、口座名称は預金者名称に「初期費用」の文言を加えたものとする ➢ 銀行が国外投資家のために人民元初期費用専用預金口座を開設する場合、人民元クロスボーダー受払情報管理システムにログインして当該投資家が初期費用口座を開設しているかを照会しなければならず、<u>開設済の場合、開設してはならない</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国外投資家が国内において<u>複数</u>の外商投資企業・プロジェクトを設立予定の場合、<u>人民元初期費用専用預金口座をそれぞれ開設することができる</u>

- 人民元資本金口座は、従来の登記地銀行で1口座のみ開設可能との制限を取り消し、異地（遠隔地）銀行での開設・複数口座の開設が可能。

<旧規定との比較>

関連規定	旧規定（銀発[2012]165号）	本通知
内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 新規設立の外商投資企業は商務主管部門が発行した企業設立の批准文書に基づき<u>登記地の銀行</u>で人民元資本金専用預金口座を開設する。<u>同一の批准文書では人民元資本金専用預金口座1口座しか開設できず</u>、口座名称は預金者名称に「資本金」の文言を加えたものとする ➢ 既存の外商投資企業が登録資本金を増加させる場合、外商投資企業は商務主管部門が発行した登録資本変更の批准文書に基づき<u>登記地の銀行</u>で人民元資本金専用預金口座を開設する。<u>同一の批准文書では人民元資本金専用預金口座1口座しか開設できず</u>、口座名称は預金者名称に「資本金」の文言を加えたものとする 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 外商投資企業は、<u>異地の銀行</u>で人民元資本金専用預金口座を開設することができ、<u>複数の人民元資本金専用預金口座を開設することもできる</u>。同名義の人民元資本金専用預金口座間は、相互に資金を振り替えることができる

SMBC NEWS



- 外商投資企業の情報登記・照合は、企業登記地の銀行による実施を強調・明確化。

<旧規定との比較>

関連規定	旧規定（銀発[2012]165号）	本通知
内容	<p>➢ 人民元直接投資業務活動を行う外商投資企業は <u>決済銀行1行</u>を主報告行として人民元クロスボーダー受払情報管理システムを通じて登記地の中国人民銀行分支機構に企業情報登記・変更情報の報告を行わなければならない。外商投資企業登記地の中国人民銀行分支機構は主報告行が送達した情報を検査し、疑わしい点を発見した場合には、外商投資企業・主報告行に説明・関連文書資料の提出を求める権利を有する</p>	<p>➢ 外商投資企業の情報登記・照合は、<u>企業の登記地の銀行</u>が人民元クロスボーダー受払情報管理システムを通じて行い、登録地の中国人民銀行分支機構が事後管理を行う</p>

- 人民元資本金・外債の手元運転資金としての使用を利便化し、銀行は真実性取引エビデンスの徴求不要。

<旧規定との比較>

関連規定	旧規定（中国人民銀行公告[2011]第23号）	本通知
内容	<p>➢ 銀行は、外商投資企業の人民元登録資本金・人民元借入資金使用の真実性・合法性を審査し、外商投資企業が法に基づき人民元資金を使用しているかを監督しなければならない。決済業務取扱の過程において、<u>銀行は関連するプルーデンス監督管理規定に基づき、企業に支払指示書・資金用途証明などの書類提出を要求し、真摯に審査しなければならない</u></p>	<p>➢ 外商投資企業が人民元資本金および国外借入資金を賃金・出張費・小口仕入などの支払に用いる場合、<u>銀行は業務展開三原則を基礎として企業の支払指示書に基づき直接取り扱うことができる</u></p>

- 国有財産権譲渡取引や外商直接投資項目のその他国内取引における、国外投資家による人民元保証金のクロスボーダー決済を明確化。

取引類型	保証金入金先	取引成約	取引不成約
国有財産権譲渡取引	国有資産監督管理部門指定機構	<p>➢ 人民元保証金を後続する財産権取引の代金・後続して設立する外商投資企業に対する出資と見做し、相応する専用預金口座への振替入金が可能</p>	<p>➢ 人民元保証金は元のルートで払い戻さなければならない</p>
その他国内取引	国内第三者機構		

SMBC NEWS



2. 個人による經常項目人民幣クロスボーダー決済の全面開放

- 個人によるクロスボーダー人民幣決済は、貨物貿易・サービス貿易に加え、その他經常項目も可能。

<旧規定との比較>

関連規定	旧規定（銀発[2014]第168号）	本通知
内容	<p>銀行業金融機関は、<u>個人が行う貨物貿易・サービス貿易のクロスボーダー人民幣業務</u>に決済サービスを提供することができる。銀行業金融機関は、「Know Your Customer」・「Know Your Business」・「デューデリジェンス」の三原則を基礎として、個人の有効な身分証明書・工商営業許可証により直接顧客のためにクロスボーダー貿易人民幣決済業務を取り扱うことができ、必要な場合は関連業務証憑の提出を要求することができる</p>	<p>銀行は、「Know Your Customer」・「Know Your Business」・「デューデリジェンス」の三原則を基礎として、<u>個人のためにその他經常項目の人民幣クロスボーダー決済業務</u>を取り扱うことができる</p>

3. 国外機構の人民幣による炭素排出権取引の支持

- 国外機構は、国内炭素排出権取引機構を通じて人民幣による炭素排出権取引を実施可能。
- 国外機構炭素取引人民幣専用預金口座（非居住者人民幣口座）を開設し、当取引の資金受払を実施。

【背景】2011年、国务院は「炭素排出権取引試行業務の実施に関する通知」を公布し、炭素排出権取引市場試行を段階的に行うことを決定。

- 「炭素排出権取引管理暫定弁法」にて、中国炭素排出権取引市場の初期取引商品を（i）炭素排出権割当、（ii）中国認証排出削減量（CCER）とし、その他の取引商品は適時追加すると規定。
- 北京・上海両地区の炭素排出権取引所は、割当・CCERの取引以外に自主的排出削減量（VER）取引プラットフォームも構築。

4. 国内企業の国外調達人民幣資金の国内入金・使用の明確化

- 国家発展改革委員会の債券国外発行の関連規定（発改外資[2015]2044号）・外債関連規定（匯発[2013]19号・銀発[2017]9号など）に基づき、国外で募集した人民幣資金の国内還流をさらに明確化。

取引類型	国内還流
国外での人民幣債券発行	<p>全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理の規定に基づき関連手続</p> <p>実際のニーズに基づき国内に入金して使用可能</p>
国外での株券発行（人民幣資金）	<p>実際のニーズに基づき国内に入金して使用可能</p>

以上

SMBC NEWS



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階 1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試験区出張所：上海市中国（上海）自由貿易試験区馬吉路88号7、8棟1階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北樓16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階 /電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大廈16樓/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大廈8樓/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大廈4樓-A室 /電話：86-(411)-3905-8500・FAX番号：86-(411)-3905-8599